

「販売士養成講習会」開催要領

2025 年 4 月 1 日
日本商工会議所

1. 開催目的

養成講習会は、日本商工会議所・全国商工会連合会が実施するリテールマーケティング（販売士）検定試験を受験しようとする者に必要な知識・技術等を履修させ、もって小売業従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

2. 主催

養成講習会は、日本商工会議所が主催する。ただし、地方公共団体及び中小企業団体中央会等と共催することができる。

3. 対象者

受講対象者は、リテールマーケティング（販売士）検定試験の受験希望者とする。

4. 受講科目及び講習時間

各級の受講科目及び講習時間は、各級時間割（[1級](#)、[2級](#)、[3級](#)）のとおりとする。

なお、講習時間は最少講義時間数以上とすること。また、2級及び3級については、規定の最少講義時間数を下回った場合、養成講習会とは認められない。

5. 開催期間

養成講習会は、受講者のリテールマーケティング（販売士）検定試験の受験時期を考慮のうえ、時間割に基づいて適宜開催するものとする。

なお、各級共に、開講から終了（予備試験終了）までの期間を1年以内とする。

6. 開催申込

養成講習会の実施団体（教育機関等）は、講習会開催初日の2週間前までに、日本商工会議所・事業部宛てに「販売士養成講習会 開催申込フォーム」より開催申込を行うものとする。

なお、申込みの際は、あわせて上記フォームより受講者名簿を提出（アップロード）する。

7. 開催方法

実施団体（教育機関等）の実情により、継続して毎日もしくは隔日に1～2時間単位で行うか、または集中して短期で行うか、開催方法については任意とする。

また、講師は、一般社団法人日本販売士協会の「販売士養成講習会等講師名簿」などを活用し、講義内容に応じて、適宜実施団体において人選を行うものとする。

8. 受講者用教材

受講者用教材（1級・2級：販売士ハンドブック、3級：販売士養成講習会テキスト）及び予備試験問題は、上記6「開催申込」の「開催申込フォーム」への入力内容をもとに、日本商工会議所から養成講習会の実施団体（教育機関等）に送付する。

おって、日本商工会議所は、実施団体（教育機関等）に対し、教材代及び教材送料の請求を行う。

なお、ハンドブック及びテキストは、返本不可のため、受講者数確定後に申し込むこと。

9. 予備試験(2級・3級のみ)

養成講習会の全講習を終了後に、予備試験を行う。

なお、受験対象者は、養成講習会（規定時間）全時間の80%以上出席した受講者とする。

試験の実施、採点については、実施団体（教育機関等）において厳正公正に行うものとする。

受講者は、予備試験の合格をもって養成講習会を修了したものとみなす。

10. 終了報告

養成講習会を実施した団体は、養成講習会終了後、日本商工会議所・事業部宛てに「販売士養成講習会 終了報告フォーム」より終了報告を行うものとする。なお、終了報告の際は、あわせて上記フォームより、受講者ごとの受講時間、予備試験の得点等の必要事項を追記した受講者名簿を提出（アップロード）する。

11. 修了証明書

上記10「終了報告」の「終了報告フォーム」より提出していただいた受講者名簿の内容をもとに、日本商工会議所から養成講習会の実施団体に修了証明書を送付する。

修了証明書は、講習時間の80%以上出席した受講者で、予備試験に合格した者に対して交付する（1級については、出席時間数は問わない。また、予備試験は行わないため、全講習終了後に修了証明書を発行する。）

12. 免除科目の有効期間

2級及び3級検定試験の免除科目の有効期間は、受講修了日（予備試験合格日）の翌年度末までとする。

13. その他

養成講習会については、オンライン形式による実施も可とする。ただし、講師と受講者が双方向でやり取りが出来ることを要件とする。

なお、予備試験については、厳正公正な施行の観点から、実施団体（教育機関等）においてペーパー方式で行うものとする（応相談）。

以上